

令和3年第5回那須烏山市議会9月定例会（第1日）

令和3年9月7日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 3時34分

◎出席議員（16名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
14番	沼田邦彦	15番	中山五男
16番	高田悦男	17番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	皆川康代
こども課長	川俣謙一
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝
学校教育課長	大鐘智夫

生涯学習課長

水 上 和 明

代表監査委員

瀧 田 晴 夫

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

大 貫 厚

書 記

藤 田 真 弓

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第13号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 7 選挙第 1 号 那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について（議長提出）
- 日程 第 8 議案第 7 号 那須烏山市まち・ひと・しごと創生推進基金設置及び管理条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 8 号 那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 9 号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第10号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第11号 那須烏山市手数料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第12号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 1 号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 2 号 令和3年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第16 議案第 3 号 令和3年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）

- 日程 第17 議案第 4号 令和3年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第18 議案第 5号 令和3年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第19 議案第 6号 令和3年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第20 議案第15号 訴えの提起の変更に係る追認議決を求めることについて（市長提出）
- 日程 第21 議案第16号 令和2年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（市長提出）
- 日程 第22 認定第 1号 令和2年度那須烏山市一般会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第23 認定第 2号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第24 認定第 3号 令和2年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第25 認定第 4号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第26 認定第 5号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第27 認定第 6号 令和2年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第28 認定第 7号 令和2年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第29 認定第 8号 令和2年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第30 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足を運んでいただき、誠にありがとうございます。

今議会は、コロナ対策のため、マスク着用のまま発言をさせていただいております。お聞き苦しい点があるとは思いますが、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいま出席している議員は16名、全員です。定足数に達しておりますので、令和3年第5回那須烏山市議会の9月定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、去る7月2日に御逝去されました久保居光一郎前議長に哀悼の意を表するため、1分間の黙禱をささげます。議場内の皆様、御起立願います。

黙禱。

[黙禱]

○議長（渋井由放） お直りください。御協力ありがとうございました。

続きまして、久保居光一郎前議長の功績をたたえまして、追悼演説を行います。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ただいま渋井議長がおっしゃいました久保居光一郎元議長への追悼演説につきましては、私はその弔詞をささげたく存じますので、御許可いただきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 登壇願います。

[15番 中山五男 登壇]

○15番（中山五男） 那須烏山市議会議長、久保居光一郎君は、去る7月2日、不慮の事故がもとで逝去されました。誠に哀悼痛惜の念に堪えません。私は、ここに皆様方の御賛同をいただき、議員一同を代表し、在りし日のあなたの面影をしのび、謹んで哀悼の言葉を申し述べさせていただきます。

久保居議長が最後に務めた6月定例会が終わり、夏が過ぎた本日から、次の定例会初日を迎えております。本来なら今議会も久保居議長が進行を務めるべきところでありましたが、突然の逝去には、誠に残念でなりません。

あなたは去る6月15日早朝、自宅階段から足を踏み外したことから、獨協医科大学病院に緊急入院する旨の知らせが川俣市長から私に届いたのは、その日の早朝であります。入院以来、御家族をはじめ医師ら一体となった看護もむなしく、全議員の回復への願いもかなわず、72歳の若さで生涯を閉じ、不帰の客とされました。何とか意識を取り戻してほしいと懸命に励まし続けた御家族の心情を察するとき、一層の悲しみがこみ上げてまいります。

あなたの訃報が伝わるや否や、市民の方々からひとしく驚きと悲しみの声が上がっているの

も、あなたに対する市民の信頼と親近感がいかに深かったかを物語るものと考えます。

あなたが初めて市議会に議席を占められたのは、平成18年4月、那須烏山市合併後初の選挙に立候補し、見事当選されたときであります。そのときの立候補者24名中、あなたは第1位当選で、得票数1,863票の大量得票は、いまだかつてなかったばかりか、今後の市議会議員選挙においてもこれを上回ることは決して望めないものと存じます。

以来、今日まで当選すること4回、その在職中には、議会内の各種委員長、平成28年に副議長、令和2年には全議員満場一致により、議長に選出されました。議長在職期間中は、短いながらも、まさに名議長でありました。

さらに、議長就任と同時期に南那須地区広域行政事務組合議会議員も歴任されております。その広域行政の議会では、これまで実施していた事務事業や人事管理に至るまで、見直しと改革案を提示し実行させた手腕と気骨あふれる行動力には、敬服していたところであります。だからこそあなたの今後の活躍が期待されていたことから、返す返すも残念でなりません。

あなたは合併前の南那須当時、町に活性化と町民に夢と希望を与えようとして、いかんべ共和国の建設とそれに伴ういかんべ祭の創設、さらには年末の夜空を彩るイルミネーション事業には心血を注がれました。それら事業実施には多くの協力を必要としましたが、あなたの人柄と企画力、行動力に引き寄せられるように町民が集結し、事業を成功に導いたあなたの手腕はまさに見事であります。さらに、若い女性と自転車を組合せた姫レンジャーを結成し、県内外の催しに出演されたことは、那須烏山市の魅力等の発信に多くの効果をもたらしています。

結びの前に、少々個人的なことを言わせていただきます。合併前の平成15年4月、南那須町議会議員選挙が執行されたときのことであります。私は、議員3期目の立候補を目指していたそのとき、あなたが快く選挙事務長を引き受けてくださいました。その結果、得票数第1位で当選を果たすことができしております。私は、それまでの2回の選挙でも第1位当選であったことから、あなたはそれを維持しなければならないとして懸命に努力されておりました。当選が決まった瞬間、あなたは目に大粒の涙を浮かべながら、私に体を寄せてこられたあのときのことは、決して忘れるものではありません。

あなたには、私はそのときから大きな借りを負っています。あなたが議長に就いてからは、特にその御恩を少しでも返さなければならないものと思っていたながら、その万分の一も返せないうちに、あなたは私より先に逝ってしまい、残念でなりません。あなたと私とは、今年6月定例会最終日に2人そろって全国市議会議長会からの表彰状授与がありました。そのときの2人の写真撮影が、あなたの元気な最後の姿になってしまい、あまりにも寂し過ぎます。

あなたの死は、本議会にとりましても市民にとりましても、惜しみてもなお余りあります。残された我々は、あなたには及ばずながら、那須烏山市発展に尽力することをお誓いいたしま

す。

ここに皆様とともに、謹んで在りし日の故・久保居光一郎君のお人柄と数々の御功績をしのび、御冥福と御家族の御多幸を心からお祈り申し上げ、哀悼の言葉といたします。

令和3年9月7日、那須烏山市議会議員、中山五男。

○議長（渋井由放） 本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る8月31日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渋井由放） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

15番 中山五男議員

16番 高田悦男議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（渋井由放） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から9月21日までの15日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 報告第1号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長（渋井由放） 日程第3 報告第1号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号について、説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般社団法人那須烏山市農業公社から提出された令和2年度経営状況説明書について報告するものであります。

農業公社は、一般財団法人として、市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、地域や自治体からの強い要請を踏まえ、農業の振興と農業者の経済的・社会的地位の向上に寄与することを目的に、農地の集積・集約化を図る農地利用集積円滑化事業をはじめ、農業用機械と施設の共同利用推進事業、認定農業者、営農集団及び農業生産法人の育成支援事業など、様々な公益事業に取り組んでおります。

また、農作業の受委託事業をはじめ、病虫害防除の航空散布受託事業、飼料用稲（WCS）の供給事業を主とする収益事業は、農業公社が出資する株式会社アグリ那須烏山が行っております。

昨今の農業情勢は、農業従事者の兼業化や高齢化、後継者不足に加え、耕作放棄地の増加に伴い、ますます農業経営基盤の脆弱化や農業生産力の低下を招いております。

このような中、農業公社に寄せられる農家からの要望は多種多様であり、その責務は非常に大きいものであります。現在は、地域の担い手への農地利用の集積・集約化による農地バンク事業活用の推進、担い手の育成・確保などを担う公益法人としての農業公社と、農作業の受託事業などを担う収益法人としての株式会社アグリ那須烏山との両輪によって、様々な農業の諸問題を解決するための重要な担い手として、また、地域農業の活性化を推進する組織として、農家の大きな受皿になるため、その役割を果たしているところであります。

現在の財政状況は、市補助金等を活用しながら、年々、安定的な経営に近づいているところではありますが、公益事業と収益事業の分離化による効率的・効果的な事業の展開を期待するところであります。

以上、一般社団法人那須烏山市農業公社の経営状況について御報告いたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、報告第1号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第4 報告第2号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（渋井由放） 日程第4 報告第2号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第2号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類について、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて報告するものであります。

健全化判断比率の4つの比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに該当はありませんでした。

実質公債費比率につきましては6.4%で、対前年比の0.3ポイントの減であります。これは、地方債の元利償還金の額が前年を下回ったことにより、実質公債費比率が改善されたものであります。

将来負担比率につきましては、前年度に引き続きゼロとなりました。これは、地方債現在高が約4億円減額したことや、公営企業等に対する公営企業債の繰出見込額及び広域行政事務組合への負担等見込額が減額したことに加え、充当可能基金残高が約6億円増加した要因などから、より一層の健全化が図られた結果であります。

資金不足比率につきましては、該当はありません。

健全化判断比率につきましては毎年度、改善しており、厳しい財政状況の立て直しの取組成果が着実に表れているものと考えております。しかしながら、今後の人口減少等の要因から普通交付税の減額も想定されるため、決して楽観視することなく、さらなる行財政改革に取り組み、引き続き健全な財政運営を図ってまいりたい所存であります。

以上、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件も報告案件でありますので、この際、質疑があればこれを許します。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、報告第2号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第5 議案第13号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（渋井由放） 日程第5 議案第13号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育長を除く教育委員4名のうち、岡崎孝雄委員の任期が令和3年11月29日をもって満了となることに伴い、新たな委員として、塩田友美氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

塩田氏は、地元で18年にわたり御夫婦で歯科医を営まれる中で、教育や学術に対する幅広い知識と深い識見を有しております。また、御自身の子育てを通じてPTAや育成会活動にも尽力されるなど、地域教育の振興にも積極的に取り組み、円満・高潔な人格と併せて地域の信望も厚く、本市の教育施策の総合的な推進を図るため、教育委員として適任者であります。

なお、今回、御勇退されます岡崎孝雄氏は、平成25年11月30日から2期8年にわたり教育委員を務められ、本市の教育行政の振興・発展に多大なる貢献をされました。これまでの御尽力と御活躍に深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

以上、御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

15番中山五男議員。

〔15番 中山五男 登壇〕

○15番（中山五男） 議席番号15番、中山五男です。ただいま上程されました議案第13号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について、私は賛成の立場から討論いたします。

提案された塩田友美氏は、スマイル歯科を営む夫の妻として、長きにわたり相助け合いながら医院運営に尽力されていることから、今日では大勢の歯科技師を持つまでに成功を収められ、地域医療に貢献されているところであります。そして家庭にあつては、母親として大学生から小学生まで4人の子育て中であります。

さて、教育委員会の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の中に、委員としての要件が定められております。それによりますと、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者とありまして、さらに委員任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しく偏りが生じないように配慮するとともに、委員の中に保護者である者を含むようにしなければならないとされています。委員候補者、塩田友美氏は現在、市内小中学校両校に在籍するお子さんを養育中であり、現在の委員構成上からして、法律に定める委員要件を全て満たしても余りあるものと存じます。さらに地域住民の信望も厚く、教育委員にはまさに適任であります。

なお、今任期をもって勇退されます岡崎孝雄氏には、2期8年の長きにわたり本市教育行政の推進に当たってこられました。任期中は、中学校の統合等、様々な業績を残されましたことに心から感謝申し上げますとともに、今後も那須烏山市教育委員会に御助言くださいますようお願いいたたく存じます。

以上、塩田友美氏の教育委員任命に全議員の方々から御賛同いただきたく、私の賛成討論いたします。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第13号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（渋井由放） 日程第6 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第14号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することになっております。

本案は、現在、人権擁護委員であります橋本恵子氏及び郡司マサ子氏が、令和3年12月31日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、引き続き橋本恵子氏と郡司マサ子氏を推薦したく提案するものであります。

橋本恵子氏は、平成28年1月1日から2期6年にわたり人権擁護と人権思想の普及・推進に邁進され、那須烏山市人権擁護委員の副部会長を務められております。また、宇都宮人権擁護委員協議会では常務委員会に所属されているほか、男女共同参画委員会にも所属されております。

また、郡司マサ子氏は、平成31年1月1日から1期3年間にわたり人権擁護と人権思想の普及に邁進され、宇都宮人権擁護委員協議会では、高齢者・障がい者人権委員会に所属し、各種の活動をされております。

橋本、郡司両氏とも、地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任者でありますので、引き続き人権擁護委員として御期待を申し上げます。

以上、何とぞ御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

◎日程第7 選挙第1号 那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（渋井由放） 日程第7 選挙第1号 那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 選挙第1号 那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について。地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、令和3年11月28日をもって任期が満了する那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員各4名の選挙を行うものとする。

令和3年9月7日提出。那須烏山市議会議長、渋井由放。

以上でございます。

○議長（渋井由放） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

ここで、指名する選挙管理委員会委員及び同補充員の名簿を配付いたします。なお、指名す

る選挙管理委員会委員及び同補充員候補者には、既に内諾をいただいておりますことを申し添えます。

〔名簿配付〕

○議長（渋井由放） ただいま配付した名簿のとおり、選挙管理委員会委員に佐竹信哉氏、久郷啓二氏、星宮純一氏、小堀ひろ子氏の4名を指名いたします。同補充員には、高野清志氏、小室信行氏、栗田義之氏、山久保拓男氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した方々を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名した方々が選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

次に、補充員の順位についてお諮りいたします。補充員の順位につきましては、ただいま議長において指名した順位としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、補充員の順位につきましては、1位に高野清志氏、2位に小室信行氏、3位に栗田義之氏、4位に山久保拓男氏とすることに決定いたしました。

◎日程第8 議案第7号 那須烏山市まち・ひと・しごと創生推進基金設置及び管理条例の制定について

○議長（渋井由放） 日程第8 議案第7号 那須烏山市まち・ひと・しごと創生推進基金設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本市では、人口減少対策に関連する施策を重点的に実施するため、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、事業を展開しております。事業を推進するに当たり、財源の一部として、企業版ふるさと納税による寄附金を活用するため、地域再生法に基づく地域再生計画を策定し、令和2年11月に国の認定を受けたところであります。

この企業版ふるさと納税による寄附金につきましては、基金を設置して積み立てる場合を除き、寄附があった当該年度内に寄附金の全額を事業に充てることが要件となっております。

本案は、この要件を踏まえ、企業版ふるさと納税による寄附金を複数年度にわたり活用する事業を実施するため、条例を制定するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ただいま的那須烏山市まち・ひと・しごと創生推進基金設置及び管理条例の制定ということでございますが、これについては今、説明があったように、昨年11月に、国の認定を受けた地域再生計画に位置づけられる事業を推進するための財源として、企業版のふるさと納税の寄附金を複数年にわたり計画的に活用するための基金条例の制定ということでございますが、今の説明の中で、単年度で使うのが原則であるかのような説明があったんですが、そうすると基金に積み立てる分がなくなってしまうのではないのでしょうか。その辺のもう一度説明をお願いしたいというのが1点で、あとは昨年11月に認定を受けたということでございますが、企業版のふるさと納税については、これまで何件、幾らぐらい寄附行為があったのか、説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） ただいまの平塚議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、ふるさと納税寄附金の使い方でございますが、まず複数年にわたって、まず事業は実施いたします。そういう関係で、御寄附は各社、事業所からいただいた寄附金を一旦基金に積み立てさせていただいて、複数年にわたって支出するという原則になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、これまでの状況でございますが、昨年度、今年度補正予算にも上がっておりますが、5者から750万円ほど既にいただいております。そういったものを今、大木須の団体に支出をし、事業を展開しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） その5者、750万円の寄附については、今のところ全て活用するということに進めているということですね。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） このまち・ひと・しごと創生推進事業につきましては、これまでの実績につきまして、昨年8月の全協の際に全議員宛て報告、説明があったところであります。

そこで、今回はまた新たな基金を設置して事業を展開しようとしているわけなんです、具体的にどのような事業を実施する予定なのか、この見込まれる事業についてお伺いします。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 昨年度、議員の皆様にご報告いたしました、この冊子の「まち・ひと・しごと総合戦略」、これに定められております各種事業について、事業実施をする企業から、市のこの計画に沿って計画を認定したところということで現在、大木須が事業を展開しております。

今後は、今のところそういったお問合せは、実は数件ございます。ただ、寄附をいただくというところまでは至っておりませんが、市の総合戦略に定める趣旨で手を挙げる企業等があれば、そういった事業の展開をしていきたい。今、具体的な内容については、まだございませんが、そういった問合せ等は若干あるということだけ申し上げておきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） あまり具体的な事業名がはっきりしていないんですが、とにかくせっかくの寄附金をいただくわけですから、有効に活用していただくよう希望します。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、お諮りいたします。ただいま上程中の議案第7号につきましては、総務企画常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号につきましては、総務企画常任委員会に付託いたします。

ここで休憩いたします。10時55分に再開いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第8号 那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
の制定について

○議長（渋井由放） 日程第9 議案第8号 那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年6月に地方自治法が改正され、市長、行政委員及び職員の職務行為について、善意かつ重大な過失がない場合には、条例において賠償の限度額を定めて、損害賠償責任の一部を免責することができるようになったことに伴い、本市においても、那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定するものであります。

なお、本条例において責任の一部を免責することができる損害賠償責任は、この条例の施行の日以降の行為に基づくものとなります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第8号の市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてということですが、この中で免責の対象となるのは、善意かつ重大な過失がない場合ということになっておりますが、これは具体的にはどのような範疇が善意かつ重大な過失がない場合ということに、そこのところを誰が認めるのか、それが知りたいというのが1つ。

あとは、第2条のほうなんですけども、各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとするということですので、市長が6、副市長が4等々あるんですが、これは損害賠償の額について6、4、2、1というふうに負担するのか、それともそれぞれの年俸の上限があるのかな。これが上限ですね。ということは、条例により1年分以上で限度額を定めることとなるということなので、給与1年分というのが要するにベースになるんですかね。そのうちの、市長でいえば年俸の6割を負担すると。だから4割は免除しますよと、こういうような考え方でよろしいんでしょ

うかね。それが2つ目の質問でございます。

3つ目は、この管内のこのような条例制定については、那珂川町かな、が昨年の3月議会で制定されておりますが、那須烏山市及び那珂川町と広域を結んでおります南那須広域行政については今度の議会に提案されるということなんですけども、なぜそのようなばらばらなことになったのか。やるならば、一斉にやるべきではなかったのかなと思うんですけど、その点についてはどんなふう考えているのか。

その3点について御回答をお願いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 3点ほど質問がありましたので、お答えしたいと思います。

善意かつ重大な過失がない場合というところでございますが、住民訴訟があつて、裁判所で判決されると、軽過失であってもそれなりの責任を負わされることとなります。それは軽過失であっても、そのときに定められた額を支払うということになりますので、その過失自体に、善意ということは、故意であるかどうか、または過失であっても本当に重大な過失かどうか、それを一度整理した後に、この免責に値する金額を免除した残りの額を責任を負うということでございますので、裁判所では、過失があつた場合にそういった判決を下されますが、改めて善意かつ重大な過失でないかどうか、それを審議した上で適用になることとなります。

これにつきましては、この条例を適用させた後、議会における報告案件となりますので、その中で報告案件として議員の皆様にはその中で確認をしていただくというような手続を取るものでございます。

それと、6年のものですが、市長であれば1年間の年額を……、「ああ、6年と読むのか」の声あり）はい。1年の年額報酬の6年分。「あ、そういう意味ね」の声あり）はい。でございますので、6年分というか、6を掛けるというと6年分ということになるかと思いません。これには基本報酬と、あとそれから期末手当、それも含んだ額でございますので、現段階の市長の年額報酬、また期末手当で換算しますと、6を掛けると7,000万円弱のおおむね金額になりますので、1億円の損害賠償請求の判決が下されて、善意かつ重大な過失がない場合には7,000万円は負担しますが、1億円のうちの7,000万円を控除した3,000万円、それは支払う責任が生じるというようなこととなります。副市長、農業委員会委員、職員、それぞれの該当する数がございまして、それについては1年間の報酬にそれを掛けた金額が免責の上限額になっていくという御理解でいただければと思います。

それと、法律が昨年の4月から施行されておまして、栃木県では早く制定してございますが、県内の市町におきましては、制定基準が今のところばらばらでございます。既に9月の定例会前に制定してあるところにつきましては、大田原市、野木町、高根沢町、壬生町、那珂川

町が制定されております。そのほかの自治体についても今年度、制定する方向で検討されているという情報で聞いてございますが、これはあくまで免責の条例をつくることによって免責基準を定めることはできますが、条例がないとしても、議会に諮って権利を放棄するということが可能ではございます。したがって、免責の条例が効果的なのか、条例を制定しなくても、現段階の基準に合わせて判断したほうが的確なのか、その辺については各自治体で中身を整理しているところでございますが、一般的に法律改正されると、その政令の基準に倣って制定するというのが一般的でございますので、去年度、今年度制定の動きが栃木県内であるという認識でございますので、一斉というところに関しては、なかなかそれぞれの自治体の判断が伴いますので、差異が生じているということでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 最初の質問に戻りますが、善意かつ重大な過失がない場合というのは、裁判所のいわゆる判例に基づいて決めるんだらうと思いますが、いわゆる執行部の代表が例えば市長だとしますよね。市長が自分の免責を決めるというのは非常におかしな話なことになるので、その辺については、第三者機関というか何かそういう、これはあくまでも事例ですから、どういふようなところで免責するか、しないかということを決めるということになるんでしょうかね。その点、もう一度、確認しておきたいと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 住民訴訟になる場合は、もともと住民監査請求というのが出されます。その中で監査委員が判断を示します。その判断に納得いかない場合は裁判になるということでございますので、さらにその裁判の中でどのぐらいの過失かというのは審議されます。その中で、これらに該当するような善意かつ重大な過失があると、逆に言うと、故意または重大な過失だと裁判所が認めると、既にその段階でこの免責条例を適用させることは非常に難しいのかなと思われませんが、一般的にどんなものであっても、過失は過失が生じて損害賠償の額が決まりますので、その額の程度に関しましては、裁判所の判断、また監査結果の判断を確認しながら、改めて再整理をした上で判断していくということになるかと思われまして。

今までの住民監査請求においては、このように故意でかつ重大な過失だと判断される場合は基本的にはございませんので、今後もこういった事例に該当する場合はないと私のほうでは考えておりますが、こういう条例を制定することによって、逆に職員が萎縮した、また市長も含め萎縮した事務執行につながらないために、まずこの条例を制定するということになりますので、御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 再質問で申し訳ないんですが、最後に判断をするのはどなたでしょうか。それとも組織でしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 条例の適用でございますので、市長部局で判断をし、その後、議会に報告をするという流れになろうかと思えます。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第8号につきましては、総務企画常任委員会に付託したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号につきましては総務企画常任委員会に付託いたします。また、本件につきましては、開会前に事務局が説明したとおり、地方自治法第243条の2第2項の規定により、監査委員の意見を聞くこととなっておりますので、本日、監査委員宛て意見照会をし、総務企画常任委員会開催前までに意見をお示しすることといたしますので、御了解願います。

◎日程第10 議案第9号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第10 議案第9号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、マイナンバーを利用することができる市独自の事務のうち、私立幼稚園の就園奨励に関する事務が、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴って終了したことから、削除を行うものであります。

また、令和3年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

る法律が一部改正されたことにより、本条例中の引用箇所にかずれ生じたため、所要の改正をするとともに、引用する条例の記載に係る所要の改正のほか、現行条例の規定全般を見直し、分かりやすい内容にするための規定の再整備を併せて行うものであります。

なお、施行日につきましては、法律の一部改正の施行日が令和3年9月1日であるため、公布の日とさせていただきます。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第9号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第10号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第11 議案第10号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正

についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律が一部改正されたことにより、本条例中の引用箇所に条ずれが生じたことから、所要の改正をするものであります。

また、本年9月1日から内閣総理大臣を長とするデジタル庁が創設され、情報提供ネットワークシステムによる情報提供等の記録について、総務省からデジタル庁へ管轄が変更されることに伴い、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

なお、引用する条例の制定月を記載するための所要の改正についても併せて行うこととなります。

そのほか、施行日につきましては、法律の一部改正の施行日が令和3年9月1日であるため、公布の日とさせていただきます。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 議案第10号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正についての提案でございますが、これについては今、説明がありましたように、個人保有のマイナンバーに基づく情報提供が、今度はデジタル庁の設置に伴って、これまで住民基本台帳等の所管であった総務大臣から、内閣総理大臣のほうに変わると。つまり個人情報保護と言いながら、個人

のそういう保有する情報が国のデジタル庁のほうで一括管理されるということで、非常に危険を伴う内容に移行するんだということでございますので、これについては、個人の情報保護という条例には全く相反する内容であるということで、個人総背番号制を実質的に進めることになっていくということでございますので、これは絶対に納得できないということで、反対討論とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第10号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第11号 那須烏山市手数料条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第12 議案第11号 那須烏山市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和3年9月1日から地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明文化され、同カードの発行に係る手数料についても、同機構が設定することになりました。

また、個人番号の通知カード自体が令和2年5月25日から廃止されていることに伴い、本条例中の個人番号カードの再交付に係る手数料及び通知カードの再交付に係る手数料の規定を削除するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

の説明とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第11号 那須烏山市手数料条例の一部改正についてということでございまして、これは提案理由の説明にもありましたように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくマイナンバーカードですか、の発行手数料並びに再発行の手数料、通知カードの申請手数料と、こういう内容だと思うんですが、これをなくすということでございしますが、今まで同様に、市の市民課ですかね、ここでこのマイナンバーカードの発行とか通知カードというんですかね、再発行というんですかね、そういうものについては同じように手続はできるのか、できないのか。

手続ができるとすれば、その料金、利用料というんですかね、手数料というんですかね、それはどこに払うような仕組みになるのか、その辺についての説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） お答えいたします。

今までどおり、市民課のほうで発行ということになる予定でございまして。

再発行の手数料につきましては、今までは一般会計に入るということになってございまして、今後、地方公共団体情報システム機構に直接お金のほうは入るようになりますので、歳計外現金扱いということで、会計課で一旦プールしておいて、それをJ-LISに支払うというふうな形になるようになります。

以上です。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ということは、確認しますけれども、こういうような手続は今までどおり市民課のほうで扱いますよと。そのときに、市として利用料は受け取らないけれども、利用料は直接、市がもらうわけではないので、預かるけれども、預かったものを後でJ-LISですか、そっちのほうに届けますよと。一旦預かるということで、市が利用料金をもらうということではないというふうに受け止めてよろしいですかね。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 今、平塚議員がおっしゃったとおりの流れになります。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を

打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第11号 那須烏山市手数料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第12号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第13 議案第12号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正され、令和3年8月2日から施行されたことに伴い、この基準を参酌する本条例についても同様に改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、第5条に規定されていた手続等における電磁的方法に関する規定を削除し、新たに第53条とし、電磁的記録等という条文を設けることにより、紙以外

の方法によっても記録、作成、保存等が行えること及び教育・保育給付の認定保護者の承諾がある場合は、電磁的方法によっても書面を交付することができることを定めるものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第12号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第14 議案第1号から日程第19 議案第6号までの令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について、令和3年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、令和3年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、令和3年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、令和3年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、令和3年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）の6議案については、いずれも令和3年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第14 議案第1号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について
 - ◎日程第15 議案第2号 令和3年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第16 議案第3号 令和3年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第17 議案第4号 令和3年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第18 議案第5号 令和3年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第19 議案第6号 令和3年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（渋井由放） よって、議案第1号から議案第6号までの6議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第6号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本案は、令和3年度那須烏山市一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ2億3,816万円増額し、予算総額を113億9,700万2,000円とするものであります。

今回は、国・県補助金の追加決定、道路整備や各施設の修繕・改修などに加えて、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種に必要な補正予算を編成したものであります。

また、放課後児童健全育成事業運営業務委託、図書館指定管理委託につきましては、事業の清算に伴う債務負担行為を追加するものであります。

では、主な内容を御説明いたします。

まず、歳出であります。

総務費は、財産管理費として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物品の購入費を計上するものであります。また、社会保障・税番号制度システム整備事業費として、マイナンバーカードの円滑な交付や利用促進を図るため、コンビニ交付の初期導入費及び交付予約システム経費を計上するものであります。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費として、12歳以上のワクチン接種等に対応するための経費を計上するものであります。

民生費は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費として、国の補助を受けて、生活困窮者への支援金支給の経費を計上するものであります。

農林水産業費は、団体営土地改良事業費として、国の補助を受けて農業用ため池の防災対策について、機能診断等の業務委託料を計上するものであります。

土木費は、道路維持管理費として、道路の補修や支障木の伐採に対応するための経費を計上するものであります。

道路保全費は、道路排水や舗装修繕について、特に緊急性の高い3路線の改修を行うための経費を計上するものであります。

消防費は、消防施設管理費として、老朽化した小原沢消防車庫を解体するための経費を計上するものであります。

教育費は、江川小学校運営費として、エアコンの修繕費や電線と接触している樹木の剪定業務委託費等を計上するものであります。また、江川小学校スクールバス運行費として、スクールバスの修繕に必要な経費を計上するものであります。

つくし幼稚園整備費は、点検の結果、不具合が指摘された自家発電設備について、更新に必要な経費を計上するものであります。

保健体育総務費は、国体開催へ向けた防犯対策として、防犯カメラの設置に必要な経費を計上するものであります。

災害復旧費は、公共土木災害復旧事業費として、令和3年8月14日の豪雨にて発生した土砂や倒木の撤去作業、のり面復旧作業等に必要な予算を計上するものであります。

次に、歳入であります。

国庫支出金は、生活困窮者への支援金に対する負担金、ワクチン接種対策費に対する負担金及び補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、道路整備に対する交付金等であります。

県支出金は、農業用ため池の防災機能診断調査に対する補助金等であります。

繰入金は、令和2年度決算に伴い精算される介護保険特別会計から一般会計の繰入金であり

ます。

市債は、辺地道路整備事業債等の同意額に対する減額の計上であります。

なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第2号 令和3年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1万3,000円増額し、補正後の予算総額を33億2,685万円とするものであります。

補正予算の内容は、令和2年度保険者努力支援制度交付金の事業精査に伴う償還金を計上するものです。

なお、財源については、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第3号 令和3年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出をそれぞれ32万3,000円増額し、補正後の予算総額を3億6,179万6,000円とするものであります。

歳出の内容は、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業において、地域の実情に合った保健事業を実施するため、健診結果等をデータ化し分析する必要があることから、健診結果等システム入力作業報償費を計上するものです。

なお、財源につきましては、諸収入として、後期高齢者医療広域連合からの補助金を計上し、財源の不足分については、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第4号 令和3年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ4,793万1,000円増額し、補正後の予算総額を28億9,096万円とするものであります。

歳出の内容は、保険給付費、地域支援事業費及び前年度の保険給付費、地域支援事業費の実績に基づく国・県支出金等の精査に伴う償還金等の増額でございます。

なお、諸支出金の財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。また、保険給付費及び地域支援事業費の財源につきましては、国・県支出金及び一般会計繰入金等をもって措置いたしました。

次に、議案第5号 令和3年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ3,395万2,000円増額し、補正後の予算総額を3億6,795万2,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業における簡易止水板の購入及び特定環境保全公共下水道事業における田野倉地内における管渠築造工事、マンホールポンプ場設備工事であります。

なお、財源につきましては、一般会計繰入金及び前年度繰越金等をもって措置いたしました。議案第6号 令和3年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。本案は、水道事業会計予算の収益的収入を313万7,000円増額し、補正後の予算総額を6億2,024万5,000円とするものであります。

主な内容は、建物総合損害共済災害共済金であります。

また、収益的支出を24万9,000円増額し、補正後の予算総額を5億536万8,000円とするものであります。

主な内容は、量水器交換委託料の増額であります。

また、資本的収入を25万1,000円増額し、補正後の予算総額を1億2,572万8,000円とするものであります。

内容は、栃木県発注の堤防工事に伴う水道用地の売却であります。

また、資本的支出を4,000万円増額し、補正後の予算総額を4億9,783万1,000円とするものであります。

主な内容は、栃木県発注の共同溝設置工事に伴う配水管の布設替工事であります。

以上、議案第1号から議案第6号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩いたします。再開を12時45分といたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 0時45分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中に審議いたしました議案第8号 那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてに関しまして、総務課長より詳細なる説明をしないと、こういうことでございますので、皆さん、お聞きくださいますようお願いいたします。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 午前中の条例案件につきまして、一部、私のほうで言い間違えていた部分がありますので、改めて確認をさせていただきたいと思っております。

市長の基本額に6数を乗じて得た額につきましては、7,000万円ほどになりますとお答えしましたが、7,000万円を払い、例えば1億円あれば3,000万円が免除になる、そういう意味で申し上げたところ、逆の言葉でお話をしていたところを訂正させていただきたいと思います。1億円かかれば7,000万円が負担する額で、3,000万円がこの条例の適用によって免除されると、そういうことでございます。

あともう一点なんです、先ほどこの条例の適用に関して平塚議員から質問があったんですが、この条例が施行されると、裁判になった際には、この条例の適用も含めて裁判所に委ねられることになりますので、市長サイドで恣意的に何かを操作するというようなことはありませんので、申し置きさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 御理解いただけましたでしょうか。

それでは、まず提案理由の説明が終わりまして、これから質疑に入りたいと思います。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、まず一般会計のほうなんです、歳出の18、19ページということで、19ページの新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費というのが956万7,000円計上されておりますが、この具体的な中身について、説明をお願いします。

次に、その下の児童福祉総務費の備品購入費ということで、放課後児童健全育成事業費42万3,000円、これは何なのか。

それで、放課後児童健全育成事業、やはりコロナ禍の中で大変な状況だと思うんですが、現在はコロナ禍の中で、どんなふうにされているかどうか、説明をお願いいたします。

21ページでございますが、農業関係の費用でございますけども、この間の全協のときに、ため池関係の改修を進めるということになってはいますが、この予算項目の中ではどこでそのため池改修を進める予算を計上しているのか、説明をお願いいたします。

23ページは、ふれあいの道づくり事業ということで、200万円。この整備箇所ですね。

あとはその下に道路新設改良費ということで、道路整備費1,904万3,000円とありますが、これはそれぞれ道路改修、どの路線をどのように改修するのか、説明をお願いいたします。

25ページ、事務局費ということで、適応指導教室費というのが50万円ありますが、適応指導関係についても、このコロナ禍の中で大変な状況にあるのかなと思うんですけど、この内容についても説明をお願いいたします。

25ページの下の方なんですけど、自治会公民館施設整備費というのが59万

3,000円載っておりますが、これはどこの自治会公民館なのか、箇所を説明していただきたいと思います。

27ページ、国体開催整備事業費ということで、151万5,000円というふうになっておりますが、これはこの間の全協の説明では、国体の防犯カメラ設置というふう聞いたような覚えがあるんですが、そういう内容でよろしいのかどうか。何台、どのように配置されるのか、説明をお願いいたします。

27ページの一番下、公共土木災害復旧事業費670万円でございますが、これについてはどういう内容なのか、説明をお願いいたします。

最後に、先ほど水道事業関係で、どこか水道事業を進めている設備か敷地かを売払いするというような説明があったかのように思ったんですが、その内容について説明をお願いできればと思います。

以上です。

○議長（洪井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） では、19ページにございます新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について御説明いたします。

まず、制度の概要ですけれども、コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、社会福祉協議会が実施しております総合支援資金貸付けを受けている世帯で、再貸付けが終了するなど、特例貸付けを利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、支給するというものがございます。

これは要件がございまして、まず最初に社会福祉協議会の総合支援資金の再貸付けというのが一度できることになっておりまして、これが11月末までに終わる世帯というのがまず最初でございます。今現在、把握しているのは、8月末までに借り終わる世帯の数でございます。こちらは栃木県の社会福祉協議会より、この制度に該当する方については提供がございました。それが那須烏山市の場合、8月末までに借入れは全て終わってしまうという世帯が30世帯ございます。この30世帯に既に制度の御案内ですとか申請書についてはお送りさせていただいております。それを読んでいただいて、該当するかどうかというお問合せをいただいているのが15件でございます。それで申請をされて該当されるというものが8世帯でございます。こちらにつきましては、1回目の支払いを9月末に予定しております。

こちらにつきましては、支給額は単身世帯で1か月当たり6万円、2人世帯で8万円、3人以上の世帯で10万円でございます。最長3か月間支給になるんですけれども、1か月ごとに支給されていく中で毎月、確認をして、次の月も支給できるのかどうかという判断が必要になってきます。それが一月ごとの世帯の収入、それから求職活動を行っているのかどうかという

ところが必ず確認されることとなっております。

先ほど申し上げた社会福祉協議会の貸付けが終わる世帯というのがまず大きな前提にあります。その後、申請する月において世帯の生計を主として維持している人が申請者ですということ、それから、申請月の世帯の収入の合計額、月額が要件を満たしているかどうか、申請日の預貯金等の金融資産の世帯の合計額が基準以下であるかどうか、それから、今後の生活自立に向けた活動を行うことということで、職業安定所に求職の申込みを行い、求職活動を行うというようなことが、全ての条件が満たされて初めて支給されるものでございます。

今回の補正予算につきましては、その中で職員の時間外手当、それから会計年度任用職員の時間外手当、それから需用費として消耗品、それから通信運搬費としまして、これらの方々に送る郵送料ですとか切手代、手数料といたしまして、口座振込の手数料、扶助費といたしまして、現在取っている762万円ですけれども、現在、把握している世帯が30世帯ございますので、まず単身世帯7件で1世帯6万円ですので、それを3か月間、それから2人世帯が9件で8万円3か月分、3人以上の世帯が14件10万円掛ける3か月で、こちらを合計いたしまして、補正予算といたしましては、762万円を計上させていただいております。

こちらにつきましては、全て13ページの歳入にございます社会福祉費の負担金、国庫負担金で全額賄われることになっております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 19ページの中段にございます放課後児童健全育成事業42万3,000円、こちらにつきましては、放課後児童クラブ、現在9クラブございますが、その9クラブに対しまして、コロナ感染防止対策としまして、法人用空気清浄機を購入して設置する予算となっております。

なお、購入に当たりましては、子ども・子育て支援交付金、国と県のほうから補助金をもらいますので、市の負担は3分の1となっております。

あと、放課後児童クラブでのコロナ対応ということでよろしいですか。一般的な消毒であったりマスクは当然のところなんですけど、今回、終わりましたけど、夏休み期間中につきまして、昼食、お昼も食べるということなので、子供をパネルで囲うような形で、特にマスクを外したときの感染に注意しないといけないということだったので、そういったものを購入しまして、対応しているところです。

以上です。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、21ページの団体営土地改良事業費

5,399万9,000円の事業について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、平成30年に行いましたため池の緊急点検を踏まえまして、市内の24か所のため池、ございますけども、そのうちの17か所の機能診断及び機能保全計画の策定ということで、必要なため池がございます。令和2年度の繰越し事業としまして、既に17か所中10か所につきましては、栃木県土地改良事業団連合会に発注済みでございますけども、残りの7か所のため池については、今年度、令和3年度におきまして、豪雨耐性評価、地震耐性評価、劣化状況評価の3項目を調査する内容となっております。17か所中7か所の機能診断ということになります。

よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 私のほうからは、23ページ、道路維持費のうちのふれあいの道づくり事業でございます。

こちらにつきましては、継続で実施しております箇所が8か所ございました。それに令和3年度に受付しました箇所が3か所ございますので、そちらのほうの対応をするということで、今回、補正のほうを提出させていただきました。

続きまして、道路整備費でございます。道路整備費につきましては、路線名を申し上げたほうがよろしいですね。社会資本整備総合交付金事業として実施しておりますのが2か所。関下精進場線、大桶白久線でございます。そのうち、国土強靱化ということで、防災安全のほうになりますこちらが西野三箇線、それから富士見台工業団地線、三ツ木松ノ木線、それから谷浅見平野線、こちらが4路線になります。

続きまして、市の単独事業として整備しておりますのが、下町最前川原線、こちらは保健衛生センターへの進入路になりますね。それから二原線、それから向田落合線ということで、こちらは県の工事に関係しまして整備するものでございます。それから、田野倉大金線。こちらは田野倉のアンダー工事、県のほうの工事に合わせて整備するものでございます。それから今回、大金東原線ということで、今度の認定こども園関係、つくし幼稚園の入り口の交差点を含めた計画をするということで今回、計上いたしました。それから、辺地債事業ということで実施しておりますのが、田野倉曲畑線、それから下川井柏崎線ということでございます。

それから、次のページ、公共土木施設災害復旧でございます。こちらにつきましては、8月の14、15日ということで大雨警報が発令されまして、市内各地で災害が発生しております。通行止めなんていう箇所もございました。その対応ということで今回、委託料を計上させていただいたものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 25ページ、適応指導教室費50万円の件でございます。

一昨年の台風19号により被害を受けました適応指導教室レインボーハウスですが、現在、森林組合の事務所を借りまして運営をしております。今後、新たに旧境診療所、こちらを適応指導教室として利用の予定をしております。施設の改修工事を予定しておりますので、それに伴う設計業務の委託料を計上したものでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） 私のほうからは、25ページ、自治会公民館施設整備費59万3,000円、それと27ページ、国体開催整備事業費151万5,000円の御説明をいたします。

まず、自治会公民館施設整備費でございますが、まず1つが、小埜自治会の集会施設のトイレの改修の補助金として36万6,000円、もう一つが、こぶし台自治会集会施設の屋根の改修の補助金として22万7,000円、支出するものでございます。

次に、27ページの国体開催整備事業費でございますが、これは議員がおっしゃられたとおり、来年度実施予定の国体を安全に開催するために、競技場の入り口、緑地運動公園の入り口と大金駅前、それと保健福祉センター駐車場の3か所に、防犯カメラを設置するものでございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 固定資産売却益についてお答えいたします。

まず、場所なんですけども、南大和久取水場、下小倉の反対側の河川の堤防になります。場所は、南大和久の西河原147番地。公簿地積が799平方メートルです。

それで、水道事業会計の5ページを見ていただきたいと思います。そちらに上から収入がありまして、3番として固定資産売却益69万円とありますが、こちらは補償費94万円から、その当時取得した価格が25万円というところで、差し引いた69万円ということで収入となっています。

その下が、資本的収入及び支出というところで、固定資産売却代金、そちらのほうを取得価格25万円ということになります。

以上です。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 大体、説明ありがとうございました。

その中で、放課後児童健全育成事業、これは2学期が既にもう始まっておりませんが、緊急事態宣言の中でこの放課後児童クラブはどんな対応をされていますか。要するに全く前と変わらない状況で運営がされているかどうか。それが1つ。

それと、適応指導教室についても同様の質問でございますが、コロナ状況下の中で、全く以前と変わらない対応がされているという理解でよろしいのかどうか。

その2つ、もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） まず、放課後児童クラブのほうなんですけど、先ほど申し上げたとおり、以前は食事のときのパネルが用意されていなかったんですけど、今回、新たに設置しましたのと、あと以前も検温をして入室いただいているところなんですけど、その辺もさらに徹底していただくような対応を取っているところです。（「取りながら、運営は今までどおりやっていくと」の声あり）そうです。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 適応指導教室の件でございますが、以前より密になる状態というのは少ない施設でございました。ただし、やはりこの状況の中で、例えば昼食を取るときは一人一人壁に向かって取るとか、そういう対応をしております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ちなみに適応教室に通われている生徒さんの数なんかわかりますか。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） こちらの教室、那珂川町との共同運営になっております。現在、9名ほどの児童・生徒が通所していたと思います。

以上でございます。

○議長（渋井由放） よろしいですか。次の方、いますか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それでは、もうこれは前もって質問事項を提出してありますので、簡潔に質問したいと思います。

まず、議案第1号、一般会計の中の6ページに、図書館指定管理委託がありますね。私はこれはこれまでも文教福祉施設については企業に任せるべきではないとして、一貫して私はこれは反対していたわけですね。それで、この間の説明によりますと、企業に任せても満足度が高いといいますが、私はですよ、市の直営にすれば、さらに満足度が高くなるのではないかと。その比較も何もしていないですよ。そんなことが私は不満に思っています。

さらに、直営であれば、全て市民の雇用の場にもなると思いますね。両方合わされば10人以上の職員採用になると思いますので、こういう面からでも、私はこういった文教施設については任せるべきではないと、そう思っているわけなんです。

それと前回、業者に任せたときのこの業者の選定基準に幾つかの項目を挙げまして、この部分に何点、この部分に何点ということで、占めて100点ということで評価点数を配分したんですが、その評価点数配分の中、指定管理料、これが20%を占めているんですよ。これはちょっと高いわけなんです。ですから、安価な料金を提示した業者というのは、ここがダウンしてしまいますから、到底この評価には値しないということですよ。

私が申し上げたいのは、この評価の基準の中で、管理運営を行う営業方針とか職員の配置、さらには貸出しサービス方針等の評価点数、これをもっと高くしてもらいたい。そうすれば私はさらに優秀な業者選定になるのではないかと。その辺がやってもらえるなら、私もある程度、我慢できるかなと、そう思っているところであります。この辺については、よろしくお願ひしたいと思います。

次に17ページの総務費に、備品購入費があります。この備品購入費は、6月にも720万円ほど補正しまして、この際は公用車3台ほど購入したんですが、今回の620万円は何に使用するのか、お伺いします。

次に、21ページの予防費、これはワクチン接種関係の予算ですね。私が6月の補正のときに聞きましたら、既に1億2,300万円ほど計上してある。今回も2,468万4,000円の計上なんです、これは市民が2回接種が終わるまでにこの予算というのは幾らかかるのか、その総予算額についてお伺いいたします。

それと、21ページの農地費なんです、これは先ほどの平塚議員が既に質問をしたところなんです、この関係は去年の決算書を見ますと、6,046万7,000円も、このため池のためにハザードマップを作ったり、診断関係で使っているわけなんです。それで、この6,046万7,000円、去年の投入した予算の中には、10か所の診断料が入っていると。それで今回、残りの7か所の診断のために5,399万9,000円もかかるというのは、私のほうでちょっと意外なんです、どうしてこれほどの診断がかかるのか。

それと、これは前にも言っているんですが、危険なため池といっても、前回、農政課から示された場所を見ると、全く危険なんて感じないようなところまで図示されているんですよ。それが24か所がこの17か所に絞ったのかもしれませんが。私はこの17か所全部は歩けませんから分かりませんが、この辺のところは農政課長でさらによくよく内容を検討して、必要のないものは、これは補助金がもらえるからといって、ただ単に事業を実施すればいいというものではないと思いますので、検討してもらいたいと思います。

次に、23ページの道路維持費。これは当初予算でも3,700万円ほどで、今回3,200万円ほど追加しまして、合わせて7,000万円ほどになるわけなんですね。これは道路の除草等の管理費ということではないかと思いますが、現状を見ますと、まだまだこれが必要なところがありますよね。路肩に土砂がたまっています。センターラインも消えています。除草もしなければならぬというところが至るところにあるわけなんですね。都市建設課長、多額の道路改良費を投入して整備しても、このような維持管理の状況にしておいたのでは、私は無駄な投資ではないかと思っています。この辺のところをしっかりと検証して、道路の維持管理に当たってもらいたいと思います。

それと、同じページの辺地債の道路工事、780万円ほど減額になりましたが、これは国・県からの割当てとといいますか、支出金額が減額になったのかな。この辺のところをひとつ伺います。

それと、25ページのつくし幼稚園の工事請負費として500万円ですね。これは市長の冒頭の説明にもありましたが、自家発電機を更新するそうですね。私は今年の6月でしたっけ、全議員でもって、つくし幼稚園、調査、視察しました。あの際はこの自家発電機の話は全く出なかったですね。これはこれから認定こども園にしようとしているわけですから、当面、修理で駄目なのかどうかですよ。500万円も、非常にこれはもったいないような気がするんですよ。私は修理すべきではないかと思っています。

国体関係は、先ほどの平塚議員の質問で分かりました。

それに、下水道関係の9ページに、下水道整備費、工事費として3,000万円ほど計上してありますよね。これはなぜ補正予算でやらなければならないのか。何か工事の内訳を見ますと、管工事とマンホールの工事をやるそうなんです、このことについて改めて説明をお願いします。

それに、水道事業会計の5ページの中に、収益的収入、そのうちの244万2,000円が雑収入と入っているんですが、この雑収入というのはどのような収入なのか、簡単に説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） 私のほうからは、図書館指定管理について何点か御質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、図書館の運営を企業任せにするべきではないということですが、指定管理制度を導入しているからといいまして、委託業者に任せっきりということでは決してございません。毎月最低1回程度は業者と打合せを実施しまして、市としての要望等をしっかり伝えて対

応しているところがございます。今後もそういったことで、しっかり対応してまいりたいと考えております。

それと、直営にすると市民の雇用の場にもつながるのではないかと考えてございますが、業者選考の条件の中に、地元の人材雇用の促進を掲げることとしておりますので、業者が職員を雇用する際などは、できるだけ地元から雇用するように働きかけていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

それと、最後に選定基準の話でございますが、そもそも価格ではなく提案の内容で選ぶのがプロポーザルということだと認識しておりますので、価格も含め、提案の内容を総合的に判断して決定するようにしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 私からは、17ページ、備品購入費620万円についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画に基づいた対応になります。6月の補正では、公用車3台を購入いたしました。9月の補正予算において、まずAI顔認証サーマルカメラを15台、180万円。二酸化炭素濃度計10台、小型設置20台、140万円。それから、烏山庁舎の第4会議室用机、また市民室の椅子、抗菌仕様タイプに替えて、感染予防対策を取るため、200万円計上。南那須庁舎議員棟委員会室の大きい机を取り替えて、抗菌仕様の感染対策に伴う机と椅子の購入、100万円。合計で620万円の計上となっております。

以上です。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 私のほうからは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費について御説明いたします。

今回の補正につきましては、65歳以上の接種が7月末までに終了しなければならないということで、前倒しになりました。前倒しに伴う経費の計上ということで、時間の延長ですとか日程の増、それからそれに伴って医師や看護師が増えているというところの増額でございます。

それと併せまして、接種年齢が16歳から12歳に引き下がりました。引き下がったことによりまして、追加の経費というもので計上させていただいております。

それから、今後の予算につきましては、11月末までに終了するように向かって進んではおりますけれども、11月末までに体調の変化とか何かで2回目の接種ができなかった方や、12歳になるお子さんが12月以降もいらっしゃいます。その方々の対応というものの方向が

決まってくれば、予算についてもまた変更があると考えております。ただ、今現在どのぐらいになるのかということは申し上げることができないので、その時点でまた御説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、農業用ため池の今後の事業執行についてお答え申し上げます。

既に中山議員御承知のように、6,400万円をかけてハザードマップ、また緊急点検を行った次第でございます。そのうち24か所中17か所を点検するわけなんですけれども、総事業費につきましては、全部17か所行いますと1億3,500万円ほどになる予定でございます。

こちらの財源につきましては、全て国庫補助ということで、西日本豪雨をきっかけに、令和2年6月に成立しました防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づくわけでございますけれども、この機能診断、豪雨耐性、地震耐性、劣化状況の3項目を評価することでございます。ただ、評価後におきましては、また工事の必要箇所等、国の補助を受けてまた指示があるかと思うんですけれども、確かに農業用ため池、中山議員御存じのように、例えば鴻野山の大溜ですとか大和久の中央水辺公園、緑地運動公園に上がる手前ですね、ああいう満々と水がたまったようなところについては当然、機能診断は必要かと思っておりますけれども、中には17か所中、水が枯渇しているようなため池もあります。機能診断は機能診断でございますので、今度、工事となった場合については、その選定等については県等の上部団体と協議しながら、工事についての執行については見直しも考えて検討を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 補正予算書23ページにつきまして、2点御質問いただきました。

まず1点としまして、道路維持費3,238万5,000円の計上でございます。こちらにつきましては、まず市内を4地区に分けて、東、西、南、北ということで分けて、道路の維持道路等、河川も含めまして維持管理を行っております。これの後期分ということで計上いたしております。

除草等につきましては十分かといいますと、まだまだ行き届いていないところがございます。職員も今回のコロナの緊急事態宣言を受けまして、振替業務ということで土日出勤して草刈り

等も実施したところでございますけども、こちらにつきましては、まだまだ十分ではないと考えております。今後につきましても、主要な道路、通学路、こちら、安全面を優先しまして、実施していきたいと考えております。

また、地域の皆様には、道路愛護活動ということで御協力をいただいております。こちらも感謝申し上げますところでございます。

続きまして、辺地債道路工事費の減額についてでございます。中山議員お見込みのとおり、県からの配分が減となったことから、780万円の減額を計上したところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 補正予算書25ページ、中段にございますつくし幼稚園整備費500万円の内訳なんですけど、つくし幼稚園における自家発電設備の経年劣化を原因とした故障が何度か続きまして、その都度、修繕により対応してきたところなんですけど、今年度、保安規定に基づく点検を行った結果、発電機制御盤内基板不良ということで、発電機が起動しても消火栓への電圧供給ができない状態であることが明らかとなりました。

私どもとしましては、議員のおっしゃるとおり何とか修繕という形で進めたいなと思っていたところなんですけど、その原因となります交換部品等の製造が既に中止されているということにより修繕ができないため、更新する必要性が生じたので、今回、経費を計上させていただきました。

消防法施行規則により、自家発電設備については常用電源が停電したときは自動的に常用電源から非常用電源に切り替えられるものであることが義務づけられております。なお、新たに設置する自家発電設備は今後、認定こども園化する際に使用可能となっておりますので、申し添えます。

以上です。

○議長（渋井由放） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 下水道特別会計の9ページについて説明いたします。工事の実施理由と箇所について、お答えいたします。

工事の実施理由は、烏山土木事務所発注の金田橋改良工事によります。

工事箇所は2か所あります。1か所は、田野倉交差点南側の主要地方道、宇都宮那須烏山線内です。工事内容は、管渠移設工事、マンホールポンプ場設置及び設備工事となります。

2か所目は、田野倉交差点西側の市道田野倉大金線内です。工事内容は、管渠布設及びマンホール設置工事となります。

1か所目の工事の箇所なんですけど、金田橋を、川床を下げますので、そこの下を今現在、下

水道管が通っておりますが、低くなってしまいうものですから通せないというところで、マンホールポンプ場を造りまして、市役所側に圧送して戻すという工事になっております。

以上です。

すみません、もう一つ、水道事業の5ページになります。収益的収入のうち、244万7,000円及び雑収益の当初予算13万4,000円について、お答えいたします。

収益的収入の補正額244万7,000円は、令和元年10月の台風19号で被災した水道庁舎のエアコン設備として、建物総合損害共済災害共済金として支払われたものです。

なお、当初予算に計上されている13万4,000円は、自動販売機の電気料及び販売手数料、用地賃借料等です。ちなみにエアコンの台数は、9台でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 大体、分かりました。

二、三点、私の要望を申し上げますが、まず図書館関係なんですが、確かにあそこで働いている方は那須烏山市の方がいるかと思いますが、私はほとんどパートタイム、安い賃金で働いているんじゃないかと思えますよね。この辺のところは、これから業者選定に当たっては、パートタイムなのか正職員なのか、その辺のところも条件をつけるべきではないかと思っております。これが1点です。

次に、これは都市建設課長、道路維持費なんですが、担当課から財政担当のほうに予算要求してもなかなか予算が確保できないのかどうか分かりませんが、例えば庁舎から東側へ道路が下りていますね。保健福祉センターから図書館にわたって、あの辺の道路の草刈りぐらいは、みっともなくしてしょうがないから、すぐ前なんだから、これはきちっとやってくださいよ。そのお金もないのかなと思うと、全く残念に思っています。

それと、つくし幼稚園の自家発電機なんですが、多分こういった関係は、指定した業者にずっとこれまで維持管理をお願いしているのかと思うんですよ。そうしますと、個人的な見解から、これは駄目だというようなことになって、さらにこれは買い替えを考えているのかもしれませんが。場合によっては、これはよその業者からも見てもらって、本当に修理できないのかどうか、この辺のところも検討する必要があるんじゃないかなと私は考えました。

以上3点、私の要望を申し上げまして、答弁については結構です。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで

質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第1号から議案第6号までの6議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第1号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第2号 令和3年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第3号 令和3年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第4号 令和3年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第5号 令和3年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第6号 令和3年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。再開は1時45分といたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時45分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第20 議案第15号 訴えの提起の変更に係る追認議決を求めることについて

○議長（渋井由放） 日程第20 議案第15号 訴えの提起の変更に係る追認議決を求めることについてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第15号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

6月定例会において、三菱ふそうトラック・バス株式会社を相手方とした損害賠償請求に係る訴えの提起について可決いただいたところですが、訴状作成の過程において委任弁護士と協議した結果、損害賠償金の額について、損害額のほか、弁護士費用及び遅延損害金を加えて請求することが妥当であるという結論に至りました。

これにより、可決いただいた損害賠償金の額600万8,686円から金額が変わることとなるため、再度変更の議決をいただいた後に、訴状を提出すべきところではありますが、請求額を増額することは、市にとって不利益な取扱いとはならないと判断させていただき、令和3年

7月9日付で宇都宮地方裁判所へ訴状を提出したところであります。

つきましては、損害賠償金の額を変更することについて、議会の追認という形で承認を受けなければならないことから、訴えの提起の変更に係る追認議決を求めるものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと確認だけさせてください。

この金額の内訳で、今の諸費用が追加になったというのと、遅延の損害金という形になっているので、その内訳の金額をちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） それでは、今回追加させていただきました請求額60万円について、それと遅延損害金についてでございます。

請求額60万円の増額につきましては、弁護士費用、訴状をもむ中で、弁護士といろいろ相談をしていきまして、普通の裁判であれば、弁護士費用については我々のほうが持つというのが一般的ではございますが、不法行為に基づく損害賠償の場合には、加害者に負担させることができる、それでその額は、過去の判例を踏まえますと、実際の弁護士費用にかかわらず、損害額の10%が相場であるということだったものですから、今回、10%相当の弁護士費用を追加させていただいた。これが1番目でございます。

それと、遅延損害金でございます。今回の市の代車代を請求されているものですが、こちらはまだ一切、支払ってはおきませんので、実際は遅延の損害金は今も発生しておりませんし、これからも代車代を支払う予定はないので、実際は遅延損害金が発生する可能性はないのはないんですが、今回、訴状を出すときに、改めて安全策を取りまして、弁護士費用も加えさせていただいて、遅延損害金についても万が一に備えて付け加えさせていただいたというようなことでございます。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 要は遅延損害金という表現が何となく受け入れがたいので質問したんだけど、遅延損害というよりも中身そのものの問題だという今、説明だったように取ったんだけど、そういうことでいいわけですか。要は遅延損害金といたら、払わないからその罰則で増やしたんですよみたいな、そういうイメージなので、むむっと思ったので質問したんだけど。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 遅延損害金という言い方だとちょっとぎょっとする感じが、おっしゃるとおりでございますので、よく損害賠償の請求を求める際に、支払いが済んでいる分の金額に対して、年5分の金利を求めるといふ、あの表現があるかと思うんです。ほかの訴状なんかでもやっぱりそういったケース、よく聞かれると思うんですけど、こちらを訴状の中で求めたものでございます。これを遅延損害金というふうにさせていただいて、今回の議案の中で盛り込ませていただいたと。プラスで請求をしています。我々が請求をしていてということでございます。我々市が払うものでは決してございません。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 何となく、心情的には分からないけど、いいです。はい、分かりました。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 素朴な疑問であれなんですけども、この裁判が終わって、事が全部済むという見込みというのは、おおよそいつぐらいになるのかなというのをちょっとお伺いしたいなと思ひまして。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 皆さん、興味を持たれる分野だと思うんです。我々としても、始まる当時は、早ければ1年ぐらいかなというふうに……、もっと長い場合もあるんでしょうけれど、1年ぐらいかななんて想定していたんですが、先日、8月に第1回の口頭弁論が行われた際に、コロナによって延期されてしまったということもありましたので、もっと長くかなという感じがいたしてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 追認議決ということで、あまり例のないことですので、もう一度お伺いいたしますが、前は600万8,686円に對しまして、今回は60万円増えたわけなんですけれども、簡単にこの増えた中身、もう一度お願いします。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 代車代といたしましては、600万8,686円でございます。

前回の議決の前にも、全協の際にも議員の皆さんからもちよつと御意見を頂戴しまして、で

できれば弁護士の費用とか訴訟の費用なんかも請求できるようにしてくださいというようなアドバイスを頂戴していました。その折、ちょうど弁護士さんと訴状の内容を詰めておきまして、その結果、弁護士費用も、今回は不法行為であるので、不法行為としての損害賠償請求なので、請求ができるというふうに見解を出しまして、実費ではなくて、この損害賠償600万8,000円の10分の1、10%相当額として、60万円ちょうどを加算させていただいたということでございます。

弁護士費用はまたちょっと変わってくるんですけど、今回の請求としては、判例を踏まえて10%相当額を加えさせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（渋井由放） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 約1割がそういった弁護士費用等も含めたプラスの部分だということで、今後またこの追認議決が増えていくようなことはあり得ると。その辺の見解について伺います。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 議決議案としてはここまでだろうと思っております。判決としましては、またもちろん違ってくるでしょうし、弁護士費用も成功報酬がありましたりとかというふうに、実際にお支払いする金額は変わってくるんだと思いますが、大綱的なところはこの内容で大丈夫だと。今後の追認というのはないと考えてございます。

○議長（渋井由放） よろしいですね。

質疑はございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これは6月の前回の議案の際、私これは質問すればよかったんですが、まずこれまでの経過をもう一回、私もおさらいしますが、これは市が三菱ふそうから購入した2台のバス、これを仁井田観光に運行を委託していたわけですね。ところが、新しいバスにもかかわらずエンジンが故障してしまった。そこで、やむなく仁井田観光は代車で路線バスの運行を続けてくれたと、こういうことだと思いますね。それで、仁井田観光はその代車の費用として600万円ほどを市に支払ってもらいたいと、そういうような請求があったわけですが、そもそもこの600万円の請求内訳というのは、きちっと内容を精査しているんでしょうか。そこに過大な請求か何か、適正な請求であったか、それは確認しているんでしょうか。それを確認したかどうか、それだけお伺いします。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 今回の修理の経過ですとか代車の請求について、何度も確認をいたしまして、請求された日数のとおり代車を使っていたということは確認してございま

す。

以上です。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この600万円の請求内容が適正であったか、その請求費用が確認されているのかどうか、そこですよ。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 市塙線が54日分、高部線が33日分という……。 （「いや、その内訳はいいんですよ。それをうちで確認したんだと、間違いはないんだと、そのところだけ聞きたいんです」の声あり） 確認してございます。 （「間違いはないんですね」の声あり） はい。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第15号 訴えの提起の変更に係る追認議決を求めることについて、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

金の処分について

○議長（渋井由放） 日程第21 議案第16号 令和2年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第16号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年度水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、令和2年度に補填財源として使用した減債積立金と建設改良積立金の合計額9,000万円を資本金に組み入れ、令和2年度水道事業決算書の当年度純利益1億1,993万3,806円のうち、2,000万円を減債積立金に、9,993万3,806円を建設改良積立金に積み立て、未処分利益剰余金の当年度末残高7億767万2,659円から、資本金、減債積立金、建設改良積立金を差し引いた4億9,773万8,853円を次年度へ繰り越すものであります。

以上、何とぞ御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それでは、1点お伺いします。

議案書の1ページの内容は、これは理解できます。文章を見れば分かります。あとこの後ろに続きます計算書ですが、どうも私、これが理解できないんですが、この内容の説明をお願いしたいと思います。これは縦と横を合わせても、何かその金額にはならないような気がしますし、何を表した数字なのかお伺いします。

○議長（渋井由放） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 議案書の裏面を御覧ください。水道事業剰余金処分計算書（案）の未処分利益剰余金についてお答えいたします。

この計算書にある7億767万2,659円は、繰越利益剰余金4億9,773万8,853円、当年度純利益1億1,993万3,806円及び積立金取崩額9,000万円の合計となっております。

議会の議決による処分額2億993万3,806円の内訳は、資本金への組入れ、減債積立金の積立て、建設改良積立金の積立てです。市資本金への組入れ9,000万円は、平成30年度の積立金3,000万円と、令和元年の積立金6,000万円の合計を令和2年度で取り崩したことによる組入れです。減債積立金の積立てと建設改良の積立ては、純利益1億1,993万3,806円全額、積立金に積み立てるものです。

今年度から当年度純利益額全額を計上することにより、繰越利益剰余金4億9,773万8,853円は、令和元年度と同額となります。

以上です。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） どうも理解できないところがありまして、じゃあ、簡単にもう一回聞きます。この辺のところを聞けば私も理解できるんじゃないかと思います。

今回、資本金に9,000万円を繰り入れるわけですね。そうすると、この水道会計の資本金9,000万円を繰り入れて、今度は合計幾らになるのか、これが分かったら。

それと、減債積立金も今回2,000万円積み立てますね。そうすると、この積立金が幾らになるのか。

あと、同じように建設改良積立金も9,900万円ほど積み立てます。すると今回、合わせて幾らになるのか。

それともう一つ聞きますが、そうすると、差引きの4億9,773万8,853円、これが繰越金ということよろしいんですね。これだけは分かったような気がするんですよ。

では、その3つのそれぞれの今回のお金を動かして、差引き幾らになるのか、それだけ分かりましたら答弁いただきます。

○議長（渋井由放） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 誠にこの表はちょっと計算がしづらいものですから、まず資本金から見っていきます。縦に見ていきたいと思えます。

まず、資本金24億7,943万7,252円に9,000万円を足したのが、縦に合計になりまして、25億6,943万7,252円というふうになります。

それで資本剰余金、こちらは中身を言いますと、こちらは受贈財産評価額ということで17万1,600円ですが、これは土地の寄附によるところでございます。増圧ポンプ場でした。

それで、縦は同額ということになります。

未処分利益剰余金については、7億767万2,659円、こちらは、まず9,000万円なんですけども、これの中身は、平成30年の3,000万円の積立てと、令和元年に

6,000万円の積立てで、こちらは実際にもう工事費用として使っている額でございます。こちらは、それを左に行きまして、資本のほうに編入というところになります。

それで、減債積立金と建設改良積立金の2,000万円と9,900万円、こちらを足しますと、これは令和2年度の純利益になるものです。こちらを全部積立てに回すというところで、4億9,700万円は、純利益を全部、積立てに回しちゃいますので、去年にプラスにはならず、同じ金額が4億9,700万円になるというところなんです。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） じゃあ、後で聞きます。

○議長（渋井由放） 後でね。後でよく説明をしていただければと思います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第21 議案第16号 令和2年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第22 認定第1号から日程第29 認定第8号までの令和2年度那須烏山市一般会計決算の認定について、令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について、令和

2年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について、令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、令和2年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について、令和2年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、令和2年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について、令和2年度那須烏山市水道事業会計決算の認定については、いずれも令和2年度の決算の認定に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第22 認定第1号 令和2年度那須烏山市一般会計決算の認定について
 - ◎日程第23 認定第2号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について
 - ◎日程第24 認定第3号 令和2年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について
 - ◎日程第25 認定第4号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
 - ◎日程第26 認定第5号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について
 - ◎日程第27 認定第6号 令和2年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第28 認定第7号 令和2年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第29 認定第8号 令和2年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について

○議長（渋井由放） よって、認定第1号から認定第8号までの決算の認定については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 認定第1号から認定第8号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号 令和2年度那須烏山市一般会計決算の認定についてでございます。

令和2年度は、第2次総合計画の3年度目とし、目指すべき将来像に向けて、限られた財源の計画的な活用に努めることを基本として、予算の執行に当たってまいりました。

一般会計当初予算109億8,000万円の予算編成を行い、市民の安心・安全を柱とし、そのほかに子育て、教育など市民の生活優先を基本とした各種事業を展開してまいりました。

歳入では、財源の柱である市税収入が、固定資産税の伸び等により前年度を上回る結果となりましたが、地方交付税については、普通交付税の合併算定替の縮減や、特別交付税の配分額が減少したことから、前年度を下回る結果となりました。今後は、自主財源確保のため、税の収納対策等に一層努めてまいります。また、消費税率が10%に引き上げられたことから、使用料、手数料等の適正化に向けて、引き続き検討を進めてまいります。

歳出では、防災情報伝達システム（防災Infoなすからすやま）整備事業、龍門ふるさと民芸館整備事業、社会資本整備総合交付金及び合併特例債を活用した道路整備事業、民間小規模保育所整備事業、教育情報ネットワーク整備事業等に取り組んでまいりました。

少子高齢化の進展、人口減少問題など、これからの本市の財政運営はますます厳しくなっております。今後は、中長期財政計画や公共施設等総合管理計画に基づき、一層の行財政改革、財政運営の健全化に努めながら、無駄のない確実性のある事業の推進を図ってまいります。

さて、令和2年度一般会計の決算状況を申し上げます。

歳入総額は、167億8,813万5,540円で、前年度比44億12万円、35.5%の増であります。

歳出総額は、161億8,315万8,048円で、前年度比43億8,213万4,000円、37.1%の増であり、歳入歳出差引き額は、6億497万7,492円であります。

翌年度へ繰り越すべき財源は6,201万4,400円、実質収支額は5億4,296万3,092円、決算処分として、財政調整基金への積立額1億4,000万円、庁舎整備基金への積立額1億円、市有施設整備基金への積立額7,000万円であります。

令和2年度の純繰越金は2億3,296万3,092円で、予算額に対する執行率は、歳入が97.5%、歳出が94.0%でありました。

それでは、歳入歳出の主な内容を御説明いたします。

まず、歳入であります。

市税は、33億2,093万3,000円、対前年度比4,223万3,000円、1.3%の増額となりました。これは、固定資産税の償却資産の増などが要因であります。

地方譲与税は、森林環境譲与税の増額により、前年度を若干上回る結果となりました。

環境性能割交付金は、令和元年10月に創設されたことから、令和2年度は増額となりまし

た。

地方特例交付金は、子ども・子育て臨時交付金の減に伴い、対前年度比3,587万6,000円、63.5%の減額となりました。

普通交付税につきましては、合併算定替の縮減措置の影響等により、対前年度比5,112万6,000円、1.3%の減額となりました。

特別交付税は、令和元年東日本台風災害対策分として配分額が減額となったことから、対前年度比2億9,762万5,000円、34.8%の減額となりました。

以上のことから、地方交付税総額で44億2,910万4,000円、対前年度比3億4,875万1,000円、7.3%の減額となりました。

国庫支出金は、土木施設災害復旧事業費負担金、特別定額給付金給付事業費補助金、農地・農業用施設災害復旧事業費補助金等の増により、対前年度比44億1,011万3,000円、345.5%の増額となりました。

県支出金は、畜産担い手育成総合整備事業費補助金等の増額により、対前年度比1億1,672万7,000円、14.4%の増額となりました。

繰入金は、財政調整基金等の取崩しの減により、対前年度比1億1,913万2,000円、84.5%の減額となりました。

市債は、観光施設整備事業債や公共土木施設災害復旧事業債の増額に伴い、対前年度比2億3,100万円、37.2%の増額となりました。

次に、歳出であります。

1款議会費は、議員報酬の減により、対前年度比501万6,000円、3.6%の減額となりました。

2款総務費は、特別定額給付金の増などにより、対前年度比26億4,039万3,000円、170.5%の増額となりました。

3款民生費は、令和元年東日本台風災害による災害救助事業費の減などにより、対前年度比1,753万3,000円、0.5%の減額となりました。民生費は一般会計全体の23.7%を占め、総額38億2,795万9,000円となっております。

4款衛生費は、塵芥収集処理費の減に伴い、対前年度比2,061万3,000円、1.5%の減額となりました。

6款、農林水産業費は、畜産担い手育成総合整備事業の増額により、対前年度比2億600万4,000円、59.9%の増額となりました。

7款商工費は、新型コロナウイルス対策商工業支援事業費、龍門ふるさと民芸館施設整備費の増により、対前年度比1億5,768万3,000円、29.1%の増額となりました。

8款土木費は、道路整備事業費の増により、対前年度比4,405万7,000円、6.5%の増額であります。合併特例債を活用した道路整備6路線、辺地対策事業債を活用した道路整備2路線に取り組んでまいりました。

9款消防費は、防災情報伝達システム（防災Infonすからすやま）整備事業の減により、対前年度比3,752万2,000円、5.3%の減額となりました。

10款教育費は、教育情報ネットワーク整備事業の増額により、対前年度比2億727万2,000円、18.8%の増額となりました。

11款災害復旧費は、令和元年東日本台風災害による農地・農業用施設災害復旧費や公共土木施設災害復旧費の増に伴い、対前年度比12億4,423万7,000円、905.1%の増額となりました。

12款公債費は、元金及び利子償還金がそれぞれ減となったことから、対前年度比3,665万4,000円、2.7%の減額となりました。

なお、令和3年3月31日現在の市公有財産である土地・建物・山林・出資による権利、物品の状況、基金残高の状況等は、決算書に附属資料として添付いたしました財産に関する調書のとおりであります。

次に、認定第2号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

国民健康保険事業の財政運営主体が市から栃木県に移行して、3年目の決算となっております。

さて、国民健康保険特別会計には、企業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございます。

まず、事業勘定から御説明申し上げます。

令和2年度末の国民健康保険加入世帯は4,267世帯、対前年度比10世帯減、被保険者数は7,003人、対前年度比88人減でありました。

令和2年度の事業勘定の決算額は、歳入決算額が33億1,693万4,024円、歳出決算額が32億506万6,135円であります。歳入歳出差引残額は、1億1,186万7,889円であり、このうち財政調整基金に6,000万円を積立いたしました。

歳入の主なものは、国保税のほか、県支出金及び繰入金等であり、歳出の主なものは、保険給付費が全体の約68.3%を占め、続いて国民健康保険事業費納付金となっております。国保財政の健全化のためには、医療費の適正化が最重要課題であり、今後も市民の健康増進を目指して努めてまいります。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入決算額は4,829万1,672円、歳出決算額は4,604万8,935円であり、歳入

歳出差引残額は224万2,737円となりました。このうち、国保診療所運営基金に50万円を積み立てました。

前年度と比較しまして、歳入は15.8%、歳出は16.8%の減となっております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大による受診者の医療機関の受診控えにより、七合診療所の患者数は24.4%、診療収入は29.4%の大幅な減となり、国保診療所運営基金創設以来、初めて基金を取崩した運営となっております。

診療所の果たす役割は大きく、地域住民の医療の確保と健康増進のために、今後も各位の御理解、御協力をいただきながら、適正な運営に努めてまいる所存でございます。

なお、この国民健康保険特別会計決算につきましては、先般の那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり承認を得ております。

次に、認定第3号 令和2年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定についてでございます。

熊田診療所は、僻地診療所として地域医療の充実を第一に考えた運営に努めており、特に高齢者の利用が多く、高齢者の身近な医療機関として地域に密着している状況でございます。

令和2年度の決算額は、歳入決算額が4,854万7,757円、歳出決算額が4,429万9,381円であります。歳入歳出差引残額は424万8,376円であり、このうち熊田診療所運営基金に200万円を積み立てました。

前年度と比較して、患者数は2.3%、診療収入は2.7%減となっており、不足する財源は基金繰入れ及び一般会計繰入れにより運営いたしました。

熊田診療所が地域の身近な医療機関として地域住民に果たす役割は大きく、今後とも経営努力を惜しまず、健全運営に努めてまいる所存であります。

次に、認定第4号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の施行から13年が経過し、被保険者の理解も深まり、広く定着してきたところであります。

令和2年度の決算額は、歳入決算額が3億5,453万2,074円、歳出決算額が3億5,170万4,670円であります。歳入歳出差引残額は、282万7,404円であります。

歳入の主なものは、保険料及び一般会計繰入金であり、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であります。

前年度と比較しまして、歳入は0.4%、歳出は0.8%の増となっております。

今後も、栃木県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の着実な運営と事務の効率化を推進し、医療の適正化と高齢者の健康増進に努めてまいります。

次に、認定第5号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

介護保険は、第7期介護保険事業計画の3年目として、介護サービス及び介護予防サービスの給付、地域支援事業の充実に取り組んでまいりました。

令和3年3月末現在の要介護及び要支援認定者数は1,645名であり、そのうち85%の1,398名がサービスを利用しており、在宅サービスの利用者が80.1%、施設サービス利用者は19.9%という状況でございます。

令和2年度の決算額は、歳入決算額が29億432万4,840円、歳出決算額が28億2,304万1,693円、歳入歳出差引残額は、8,128万3,147円でございます。このうち、1,000万円を介護保険財政調整基金に積み立てております。また、予算額に関する執行率は、歳入が101.0%、歳出が98.1%でございます。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国・県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。そのうち介護保険料の収入済額は5億6,771万5,875円、収入未済額は554万1,241円、収納率は98.9%であります。

国庫支出金・県支出金は、介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金・交付金として交付されたものであります。

支払基金交付金は、第2号被保険者の納付保険料が介護給付費の交付金及び地域支援事業の介護予防事業交付金として交付されたものであります。

繰入金は、介護給付費等の市負担分及び職員給与費等を一般会計から繰入れしたものであります。

歳出の主なものは、総務費が職員人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医意見書作成委託料、認定審査会運営に伴う諸費用、認定調査に伴う諸費用であります。

保険給付費は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、低所得者を対象とした特定入所者介護サービス等費などであり、ます。

地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業費・任意事業費等として支出しております。

諸支出金は、前年度実績による国・県等負担金償還金及び第1号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金であります。

本市は依然、高齢者世帯の独居高齢者数が県内でも上位にあるため、介護予防・日常生活支援総合事業により、高齢者の生活を支える多様なサービス体制の整備に取り組んでおります。

現在、烏山地区に1か所、南那須地区に1か所、地域包括支援センターを設置し、多様な相

談や問題ケースに対応できるよう、体制強化を図りました。

フレイル予防を目的とした一般介護予防事業では、市内各地域に設置されたふれあいの里を中心に、住み慣れた地域で地域の高齢者を支援する体制づくりを進めており、令和3年3月末現在で、15か所設置いたしております。

今後も高齢化問題、地域共生社会の実現に対応するため、地域包括ケアシステムの構築に向け、推進してまいります。

次に、認定第6号 令和2年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてでございます。

農業用集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善と快適な水環境の保全のため、興野地区において平成12年1月に供用を開始し、以来、施設の適正な維持管理と水洗化率の向上に努めてまいりました。

令和2年度末現在の水洗化率は、87.5%であります。

令和2年度の決算額は、歳入決算額が6,328万9,401円、歳出決算額が6,100万3,286円。歳入歳出差引残額は228万6,115円であります。

歳入の主なものは、農業集落排水使用料、一般会計繰入金、市債等であり、歳出の主なものは、建設事業に係る地方債の元利償還金、水処理センター施設の維持管理費等であります。

次に、認定第7号 令和2年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定についてでございます。

下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全を目的に、南那須地区では、特定環境保全公共下水道が平成10年3月に、烏山地区では、公共下水道が平成15年3月に供用を開始しました。

烏山中央処理区、南那須処理区を合わせました現在の計画面積は187.8ヘクタールであり、令和2年度末で185.2ヘクタールの整備が終了し、整備率は98.6%であります。

令和2年度は、下水管渠の整備と施設の適正な維持管理、水洗化の促進事業等に努めてまいりました。

令和2年度決算額は、歳入決算額が3億6,159万2,198円、歳出決算額が3億4,779万5,861円、歳入歳出差引残額は1,379万6,337円であります。

歳入の主なものは、下水道使用料、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等であります。

歳出の主なものは、両水処理センターの維持管理費、建設事業に係る地方債の元利償還金、烏山水処理センター監視装置修繕工事、南那須水処理センター施設修繕工事であります。

下水道事業につきましては、引き続き適切な施設の維持管理と水洗化の促進に努めてまいり

ます。

最後に、令和2年度那須烏山市水道事業会計決算の認定についてであります。

建設改良では、令和元年東日本台風に伴う水道施設災害復旧工事及び浸水対策工事並びに水道施設更新事業等を実施しました。

令和3年3月までの営業実績は、給水件数が1万131件、給水人口2万4,479人、有収水量257万2,778立方メートル、1日最大配水量1万5,953立方メートル、水道料金収納率99.0%であります。

収益的収支は、消費税抜きで水道事業収益が6億793万7,819円、水道事業費用は4億8,800万4,013円であります。この結果、令和2年度純利益は1億1,993万3,806円となりました。

資本的収支は、収入額2億5,578万5,309円に対し、支出額6億5,275万4,370円あります。差引不足額3億9,696万9,061円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、減債積立金取崩額、建設改良積立金取崩額及び引継金で補填いたしました。

以上、認定第1号から第8号まで、令和2年度決算の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） ここで休憩いたします。再開を2時55分といたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時55分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

瀧田晴夫代表監査委員。

○代表監査委員（瀧田晴夫） 監査委員の瀧田です。地方自治法の規定に基づき、市長から審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、私と議会選出の高田監査委員が審査した結果を報告いたします。なお、現在、栃木県が新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言発令中ですので、詳細は後ほど御確認いただくとして、私からは簡潔に報告したいと思いますので、御了承願います。

お手元の令和2年度那須烏山市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書を御覧ください。

1 ページです。第1の審査の期間と第2の審査の対象、第3の審査の方法につきましては、記載のとおりです。

第4の決算の概要ですが、令和2年度は、令和元年東日本台風の災害復旧関連事業及び新型コロナウイルス感染症対策により予算規模が拡大する一方、新型コロナウイルス感染防止のための各種事業が中止になったことにより、不用額が発生するなど、令和元年度に引き続き、例年とは異なる決算状況になっております。

2 ページです。各会計の決算状況です。一般会計及び特別会計を合わせた予算現額242億7,526万1,000円、歳入総額238億8,564万7,506円、予算現額に対する収入率98.4%、歳出総額230億6,211万8,009円、予算現額に対する執行率95.0%。

4 ページをお願いします。一般会計の決算状況です。決算収支、歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は6億497万7,492円。ここから翌年度に繰り越すべき財源6,201万4,400円を差し引いた実質収支額は、5億4,296万3,092円となっております。この実質収支額のうち、財政調整基金に1億4,000万円、庁舎整備基金に1億円、市有施設整備基金に7,000万円を繰り入れています。

(2)の財政運営の状況です。歳入について。歳入に係る表は、5ページ、6ページに記載しております。収入済額167億8,813万5,540円。調定額に対する収納率95.8%。市税のそれは85.1%で、10%ほど低くなっております。収入未済額は7億1,336万6,737円。その78.6%の5億6,096万8,701円は市税です。

国庫支出金及び県支出金の収入未済額は、翌年度に繰り越す新型コロナウイルス感染症対応事業及び畜産担い手育成総合整備事業に係る補助金です。

不納欠損額は1,972万6,164円で、全て市税です。

7 ページです。歳出について。歳出に係る表は、7ページ、8ページです。支出済額は161億8,315万8,048円で、予算現額に対する執行率94.0%、繰越額4億8,057万400円です。

8 ページです。ウの地方債の状況は、記載のとおりです。

9 ページです。特別会計の決算状況です。

まず、国民健康保険特別会計歳入に係る表が9ページ、10ページに記載しております。Aの事業勘定の実質収支額は1億1,186万7,889円で、そのうち6,000万円を国民健康保険財政調整基金に繰り入れています。

収入済額は33億1,693万4,024円で、調定額に対する収納率97.4%。収入未済額は8,245万7,947円。不納欠損額は630万7,589円。国民健康保険税の調定額に対する収納率は88.0%で、前年度より2.5ポイント増加しております。

10ページです。歳出について。歳出に係る表は、10ページ、11ページです。支出済額32億506万6,135円で、予算現額に対する執行率97.3%です。

11ページです。診療施設勘定の実質収支額は224万2,737円で、そのうち50万円を国民健康保険診療所運営基金に繰り入れております。

収入済額4,829万1,672円で、調定額に対する収納率100%です。

12ページです。歳出について。支出済額4,604万8,935円で、予算現額に対する執行率94.5%です。

13ページです。熊田診療所特別会計です。歳入に係る表が13ページ、歳出に係る表は14ページに掲載しております。実質収支額は424万8,376円で、そのうち200万円を熊田診療所運営基金に繰り入れております。

収入済額4,854万7,757円で、調定額に対する収納率100%です。

14ページです。歳出について。支出済額4,429万9,381円で、予算現額に対する執行率95.1%です。

15ページです。後期高齢者医療特別会計です。歳入に係る表が15ページ、歳出に係る表が16ページに掲載しております。実質収支額は282万7,404円です。収入済額3億5,453万2,074円で、調定額に対する収納率99.7%。収入未済額は116万1,567円、不納欠損額2,200円です。後期高齢者医療保険料の調定額に対する収納率99.5%で、前年度とほぼ同水準です。

16ページです。歳出についてです。支出済額3億5,170万4,670円で、予算現額に対する執行率95.9%。

17ページです。介護保険特別会計です。歳入に係る表17、18ページ、歳出に係る表が18、19ページに掲載しております。実質収支額は8,128万3,147円で、そのうち1,000万円を介護保険財政調整基金に繰り入れております。

収入済額29億432万4,840円で、調定額に対する収納率99.8%です。

収入未済額554万1,241円。不納欠損額50万6,400円。保険料の調定額に対する収納率98.9%で、前年度より0.2ポイント増加しております。

18ページです。歳出についてです。支出済額28億2,304万1,693円で、予算現額に対する執行率98.1%。

20ページです。農業集落排水事業特別会計です。歳入に係る表が20ページ、歳出に係る表が21ページです。実質収支額は228万6,115円で、収入済額は6,328万9,401円で、調定額に対する収納率は99.8%。収入未済額9万5,684円。不納欠損額はありませぬ。使用料及び手数料の調定額に対する収納率は99.2%で、前年度より

0.4ポイント増加しております。

21ページ、歳出についてです。支出済額6,100万3,286円で、予算現額に対する執行率97.5%。ウの地方債の状況については、記載のとおりです。

22ページです。下水道事業特別会計歳入に係る表、22、23ページ、歳出に係る表は23ページです。実質収支額は1,379万6,337円で、収入済額3億6,159万2,198円で、調定額に対する収納率99.8%。収入未済額72万4,828円。不納欠損額16万5,672円。分担金及び負担金の調定額に対する収納率89.4%で、8.2ポイント増加しております。使用料及び手数料のそれは98.8%で、前年度より0.4ポイント減少しております。

23ページです。歳出について。支出済額3億4,779万5,861円で、予算現額に対する執行率96.9%。地方債の状況は記載のとおりです。

24ページです。5の財産の管理状況です。公有財産、土地建物、山林の表が24ページに記載しております。

土地については、普通財産から行政財産への分類替え及び地籍調査の成果により、すくすく保育園園地の敷地面積の増加などです。

建物は、荒川体育館及び市民ふれあい農園管理棟の解体による面積の減少です。

山林の分収区分の面積の減、これは民間に売却したものです。所有の推定蓄積量の増は、生育によるもの。分収の推定蓄積量の減は、売却に対応するものです。

25ページをお願いします。基金の運用及び管理状況です。基金は、一般会計14基金、特別会計5基金の19基金で、年度末残高89億465万9,306円となっております。前年度残額に積立金、取崩額、歳計剰余金処分によるものを加減した結果、6億6,476万7,000円増加しております。

基金の運用につきましては、定期預金を主体として運用しておりますが、奨学基金及び市有施設整備基金の一部については、地方債で運用しております。

26ページをお願いします。決算審査結果の意見についてです。令和2年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に係る計数は、審査した範囲の結果では、適正かつ正確であると認められます。また、予算の執行状況、財務に関する事務及び財産の管理については、一部に改善を要するものが見受けられましたが、おおむね適正に執行されているものと認められます。基金の運用状況についても、設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されていると思います。

主な意見についてです。

まず、一般会計です。歳入総額は167億8,000万円余。前年度と比較して約44億円の増。歳入に係る財源の構成比率は、自主財源が24.1%で、依存財源が75.9%で、自主

財源が例年より9.2ポイント減少しておりますが、これは災害復旧や新型コロナウイルス対策などにより国庫補助金が増加したことにより、構成割合が変化したものと思われま

す。収入未済額は、国・県支出金を除き、5億6,000万円余、不納欠損額1,900万円余となっております。特に市税の徴収率は85.1%。栃木県の平均徴収率を大きく下回っていると思います。これは、市税調定額の約58%を占める固定資産税の徴収率が77.7%であること、特に数件の大口滞納者の存在が原因ではないかと思われま

す。なお、結果はいずれにいたしましても、長年の懸案であった固定資産の大口滞納法人の不動産公売を実施したことは、評価されるべきものだと思います。引き続き県と連携した共同催告や差押え処分などの法的措置を含め、収納未済の解消に取り組んでください。

また、市税の徴収率が6年連続、県内最下位になったことにより、市民の不公平感が生じないよう、引き続き丁寧な情報提供をお願いいたします。歳出総額は161億8,000万円余。前年度と比較しまして約43億8,200万円余の増。予算執行率は94.0%で、前年度と比較して10.5ポイント高くなっておりますが、令和元年東日本台風前の平成30年度と比較すると若干低い状況ではありますが、新型コロナウイルス感染症対策や災害復旧などによる予算規模の拡大によるものであり、不用額が3.2%程度であり、問題になるものではないと思います。

基金及び歳計現金等の公金については、公金等の管理運用に関する基準に基づき適正に行われておりますので、引き続き適切な資金運用をお願いいたします。

なお、令和元年度東日本台風の災害復旧事業のうち、3年度に繰越しを行った農地・農業用施設災害復旧に関しては、早急な対応をお願いします。また、国、県、市などが連携して行う那珂川緊急治水対策プロジェクトにおける霞堤整備及び防災集団移転についても、適切な対応をお願いいたします。

特別会計についてです。歳入総額70億9,700万円余、歳出総額68億7,800万円余、実質収支額2億1,800万円余、収入未済額は2億1,500万円余、不納欠損額は800万円余となっております。前年度と比べ、収入未済額は約2,600万円、不納欠損額は約1,200万円、それぞれ減少しておりますが、引き続き減少に向けた工夫をお願いいたします。

また、一般会計からの繰入金は10億3,900万円余で、前年度と比較して2,200万円余増加しております。一般会計と同様、市民の不公平感を払拭するための収納とともに、特別会計の独立採算制の原則に基づいた経営に向けて、引き続き努力してください。

27ページです。今後の財政状況についてです。先ほど報告のありました報告第2号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率については、問題点は見受けられませんでした。

なお地方債残高が過去最少値に、基金残高が過去最大値になったことは、財政状況の立て直しの成果として評価すべきものと思います。

しかしながら、将来を展望した場合、今後、人口減少・高齢化が進展することを考えると、歳入の基本である市税の増加は考えにくいものがあります。一方、建物系やインフラ系公共施設の老朽化・耐震化のための長期にわたる多大な財政負担、また、少子高齢化や人口減少に対応した社会保障施策に係る負担は年々増加傾向に、さらに庁舎整備及び広域行政事務組合に対する財政負担もあります。

令和2年度国保境診療所及び荒川体育館の2施設を用途廃止し、公共施設等総合管理計画策定後、9施設の用途廃止が行われましたが、引き続き適切な対応をお願いいたします。

財政力指数につきましては0.458で、前年度より改善されたものの、県内25市町平均の0.739を下回る本市においては、資産の適正な利活用、遊休資産の売却など、さらなる効果的・効率的な対応が必要かと思えます。

人材の育成については、従来どおりです。

法令に対する適切な対応なのですが、契約締結に当たっては、法令上、十分な説明責任が果たせるよう、適切な対応とともに、法令の改正に伴う契約書作成に遺漏のないようお願いいたします。

災害緊急時の対応についてです。大規模災害が多発する昨今、市民の生命や財産を守る観点から、緊急の行動マニュアルの作成や訓練等の実施の検討をお願いいたします。

一般会計、特別会計、基金運用状況に係る審査結果は、以上です。

続きまして、水道事業の決算について審査した結果を報告いたします。お手元の令和2年度那須烏山市水道事業決算審査意見書を御覧ください。

まず、1ページです。第1の審査の期日等、第2の審査の対象及び第3の審査の方法は、記載のとおりです。

第4の事業の概要ですが、工事といたしましては、令和元年度東日本台風で被災した施設の復旧工事及び浸水対策工事のほか、道路改良に伴う配水管布設替え、有収率向上のための配水管布設替えを行っております。施設は、昨年同様、取水場13か所、浄水場10か所、配水場16か所が稼働しております。

水道料金の現年度の収納率は、昨年度より0.3ポイント増の99.0%でした。

2ページです。業務実績の表です。有収率は65.0%で、0.5ポイント上昇したものの、類似団体の令和元年度の79.5%を大きく下回っております。

3ページです。予算の執行状況です。収益的収入及び支出です。収益的収入は、予算額に対する収入率102.6%、収益的支出は、予算現額に対する執行率93.1%。

4 ページです。資本的収入及び支出です。資本的収入は、予算額に対する収納率105.8%、資本的支出は、予算額に対する執行率93.9%。

5 ページです。資本的収支状況です。資本的収入が資本的支出に不足した額3億9,696万9,061円について、消費税と資本的支出調整額などで補填した結果、内部留保資金残高は9億8,017万4,947円となりました。詳細は表を御覧ください。

6 ページです。経営状況です。当年度の純利益は1億1,993万3,806円で、前年度より2,285万4,670円増加しております。また、当年度未処分利益剰余金も、前年度と比較して1億4,993万3,806円増加しております。

収益内容です。収益に係る表、7 ページに掲載しております。営業収益は5億4,628万4,423円で、総収益の88.3%は給水収益です。営業外収益は6,087万5,771円で、総収益の8.8%が長期前受金の戻入です。特別利益は77万7,625円で、固定資産売却益とその他の特別利益になっております。

7 ページ、費用内容です。費用に係る表は、8 ページです。営業費用は4億4,394万8,073円で、大部分が減価償却費です。

営業外費用は4,405万5,940円で、ほとんどが支払い利息及び企業債取扱諸費になっております。具体的には、企業債の利息です。

ウの特別損失は、ございません。

9 ページです。経営比率です。前年度と比較して、経常収支比率及び営業収支比率で若干の減少が見られます。令和元年度類似団体の指標を比較すると、全ての指標で類似団体を上回っております。詳細は、表及び記述を御覧ください。

10 ページです。財政状況です。資産は60億1,389万4,949円。前年度と比較いたしまして6,453万8,426円の増加。負債は28億2,661万3,438円で、前年度と比較いたしまして8,375万5,079円の減少。資本は31億8,728万1,511円で、前年度と比較して1億4,829万3,505円の増加です。

まず、資産です。資産に係る表、11 ページです。固定資産は49億9,885万2,893円。主なものは、構築物、機械装置、建物です。流動資産は10億1,504万2,056円。主なものは現金預金です。繰延資産、該当ございません。

12 ページです。負債です。負債、資本に係る表、13 ページです。固定負債10億110万5,650円。1年を超えて償還期限が到来する企業債です。流動負債は2億5,736万3,552円。ほとんど1年以内に償還期限が到来する企業債です。繰延収益は9億6,814万4,236円。長期前受金です。

(3) の資本です。資本金は24億7,943万7,252円。前年度と比較して

2,835万9,699円増加しております。剰余金は7億784万4,259円。前年度と比較いたしまして1億1,993万3,806円増加しております。

14ページです。水道料金の未納状況です。水道料金の未納額は、旧簡易水道事業からの引継ぎも含め520件、672万1,150円。未納者に対しては、市水道事業給水停止処分取扱規程に基づき整理を進めた結果、未納件数は減少しました。平成17年から30年度までの13件、13万3,296円、不納欠損処分をしたところです。

15ページです。財務比率です。前年度と比較すると、自己資本構成比率が4.3ポイント、固定資産対長期資本比率が1.2ポイント増加し、固定比率が5.9ポイント、流動比率が9.8ポイント減少しております。自己資本構成比率及び固定比率が改善、固定資産対長期資本比率及び流動比率が悪化していると見ることができます。令和元年度の類似団体の指標と比較すると、自己資本構成比率以外は、類似団体より良好な指標と言えらると思ひます。詳細は表及び記述を御覧ください。

17ページです。資金状況です。キャッシュフロー計算書、これは18ページに掲載しております。キャッシュフローは、1事業年度における資金、現金預金ですね、の流れを表示したものです。

1の業務活動によるキャッシュフローから、3の財務活動によるキャッシュフローまでを加減した結果、資金減少額2億7,577万3,788円が算出され、これに資金期首残高10億7,450万1,718円を加算した資金期末残高7億9,872万7,930円は、この資料の11ページの流動資産の現金預金と一致いたします。

19ページです。審査結果及び意見です。審査に付された計算書類は、関係法令に基づいて作成されており、実施した審査の範囲においては、計数が正確で、会計事務はおおむね適正に処理されていたと認めます。

現状についてです。経営状況については、経営費率が前年度と比較いたしまして経常収支比率及び営業収支比率が減少しておりますが、全ての指標で100%以上であり、健全な経営状況であると思われまふ。

財政状況については、財務比率が前年度と比較しまして、固定資産対長期資本比率及び流動比率において悪化しておりますが、固定資産対長期資本比率は100%以下であり、流動比率は、理想とされる200%を超えているので、問題ないと思ひます。なお、固定比率が100%を超えていますが、固定資産対長期資本比率が100%を下回っておりますので、長期的な資本の枠内の投資が行われていると見るすることができます。

水道料金の収納率については、前年度より上昇し、県内で高い順位を維持しております。有収率については、僅かに上昇したところですが、県内では依然、低い順位であります。

資金収支の状況です。キャッシュフロー計算書は、業務活動のプラスは、本業の業務が良好なこと、投資活動及び財務活動がマイナスということは、有利子負債残高を減らしつつ、建設改良に係る投資も実施していると評価でき、比較的良好な経営とされるパターンです。

今後の対応についてです。今後、人口減少に連動し、給水収益の減少が予想される一方、有収率の向上の観点からも、老朽化した管路の更新は喫緊の課題と思われま。このため、これまで作成した水道事業長期更新計画など、種々の計画の着実な実行をお願いするものであります。

なお、水道管路更新計画に基づく管路更新事業の計画初年度に当たる令和2年度に事業が未着手であったことは、令和元年東日本台風による災害復旧等を優先させたものであり、適切な判断であろうと思ひます。

また、水道事業が独立採算制の企業会計であることを踏まえ、コスト意識はもとより、今後の給水人口の減少や施設更新等に備え、施設の統廃合等の検討とともに、水道施設の維持管理に係る経費削減についても努力願ひます。

また、民法が改正されたことも踏まえ、引き続き適正な債権管理及び事務の執行に努めてください。

水道事業の安定的な運営には、豊富な知識や経験を有するスタッフが必要不可欠と思ひます。技術や知識の継承が図れるよう、人材の継続的確保や育成の仕組みの構築を願ひし、私の全ての決算審査報告の結果の報告を終了いたしたいと思ひます。

お聞き苦しいところ、多々あったかと思ひますが、私の審査報告、以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明及び代表監査委員による決算審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、9月13日に行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、令和2年度決算の質疑については、9月13日に行うことといたします。

◎日程第30 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（渋井由放） 日程第30 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。

この請願書等につきましては、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、陳情書第3号 老朽危険空き家除去費補助金について及び陳情書第4号 核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書提出を求める陳情書については、総務企画常任委員会に付託いたします。

○議長（渋井由放） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

〔午後 3時34分散会〕